



5. 都市施設の整備方針

5 - 1 . 都市施設の整備の基本方針

(1) 交通施設の整備方針

- 都市間の広域的な交流・連帯を支える高速交通ネットワークへのアクセス道路の整備を進めます。
- 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進めます。
- 高齢者や障がい者などの歩行者が安全で快適な通行を確保するために、バリアフリー化に努めます。

3・3・1号観光通（国道241号）、3・3・3号南大通（国道241・242号）
3・3・4号北大通（国道242号）を骨格とした道路網の形成を目指します。
3・3・2号阿寒街道及び関連する街路については、コンパクトな市街地形成の観点から廃止も含めた見直しを検討します。

(2) 公園・緑地の整備方針

- 本町における緑地の形態は、市街地を取り巻くように展開する丘陵地と市街地を貫流する利別川及び外縁部を流れる足寄川の河川空間を骨格とする、環状型パターンを基本とする良好な自然環境を今後も維持していきます。
- 緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災などにおける機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを維持し、公園、緑地などの維持、保全に努めます。

老朽化した公園施設の補修及び改修。
安全で安心して利用できる施設の維持管理。
避難場所の周知徹底。

(3) 下水道及び河川の整備方針

《下水道》

- 下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、循環社会への貢献などを図り都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備に努めます。
- 市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図ります。

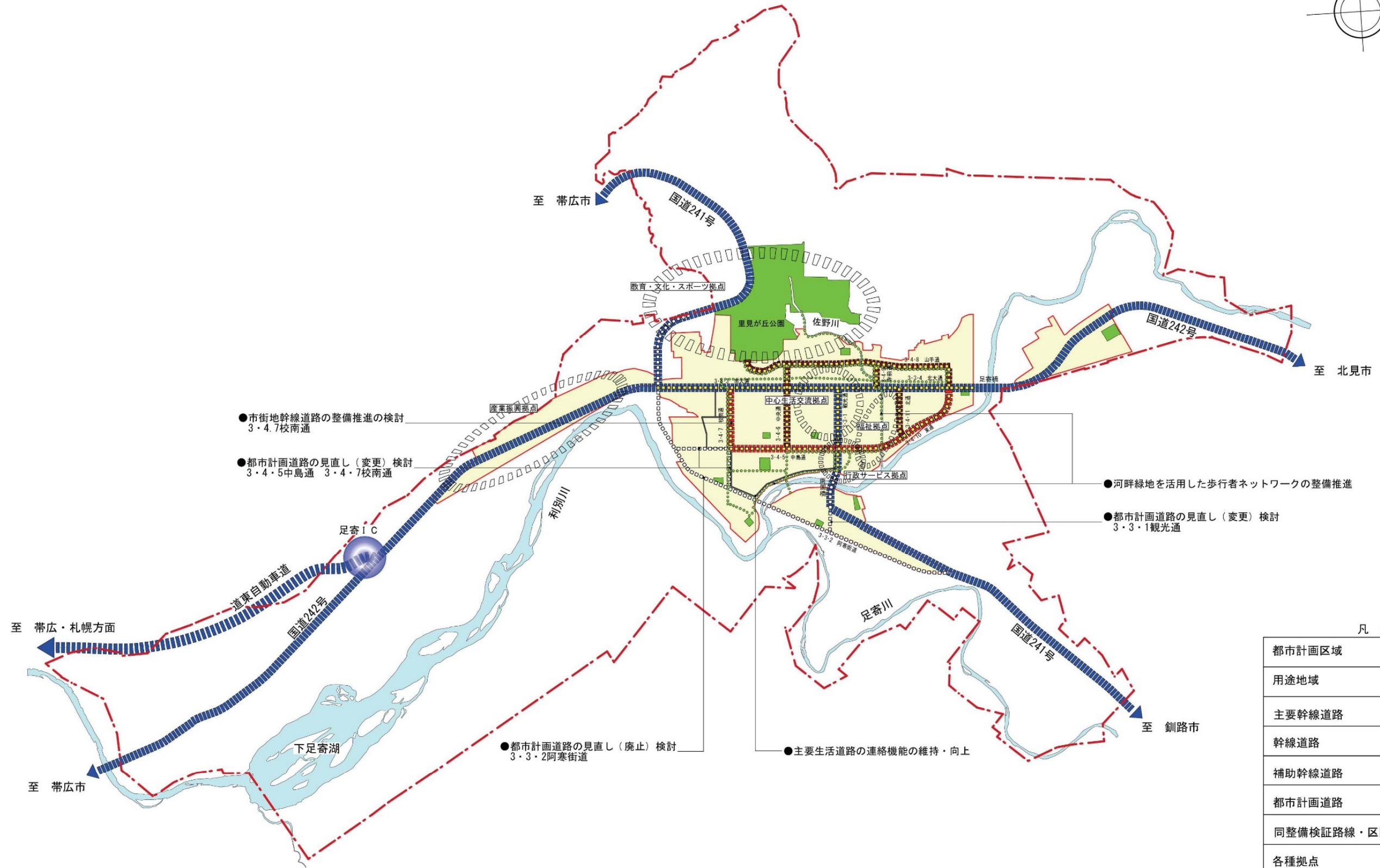
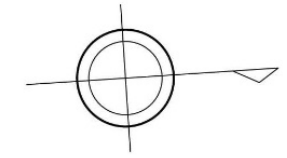
《河 川》

- 河川は、自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備を促進します。
- 利別川、足寄川の河川改修を促進します。





交通施設方針図



- 市街地幹線道路の整備推進の検討
3・4・7校南通
- 都市計画道路の見直し（変更）検討
3・4・5中島通 3・4・7校南通

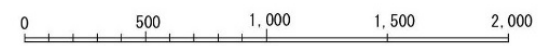
- 河畔緑地を活用した歩行者ネットワークの整備推進
- 都市計画道路の見直し（変更）検討
3・3・1観光通

- 都市計画道路の見直し（廃止）検討
3・3・2阿寒街道

- 主要生活道路の連絡機能の維持・向上

凡例

都市計画区域	
用途地域	
主要幹線道路	
幹線道路	
補助幹線道路	
都市計画道路	
同整備検証路線・区間	
各種拠点	
河川	
公園（都市計画公園）	
緑のネットワーク（歩行動線）	



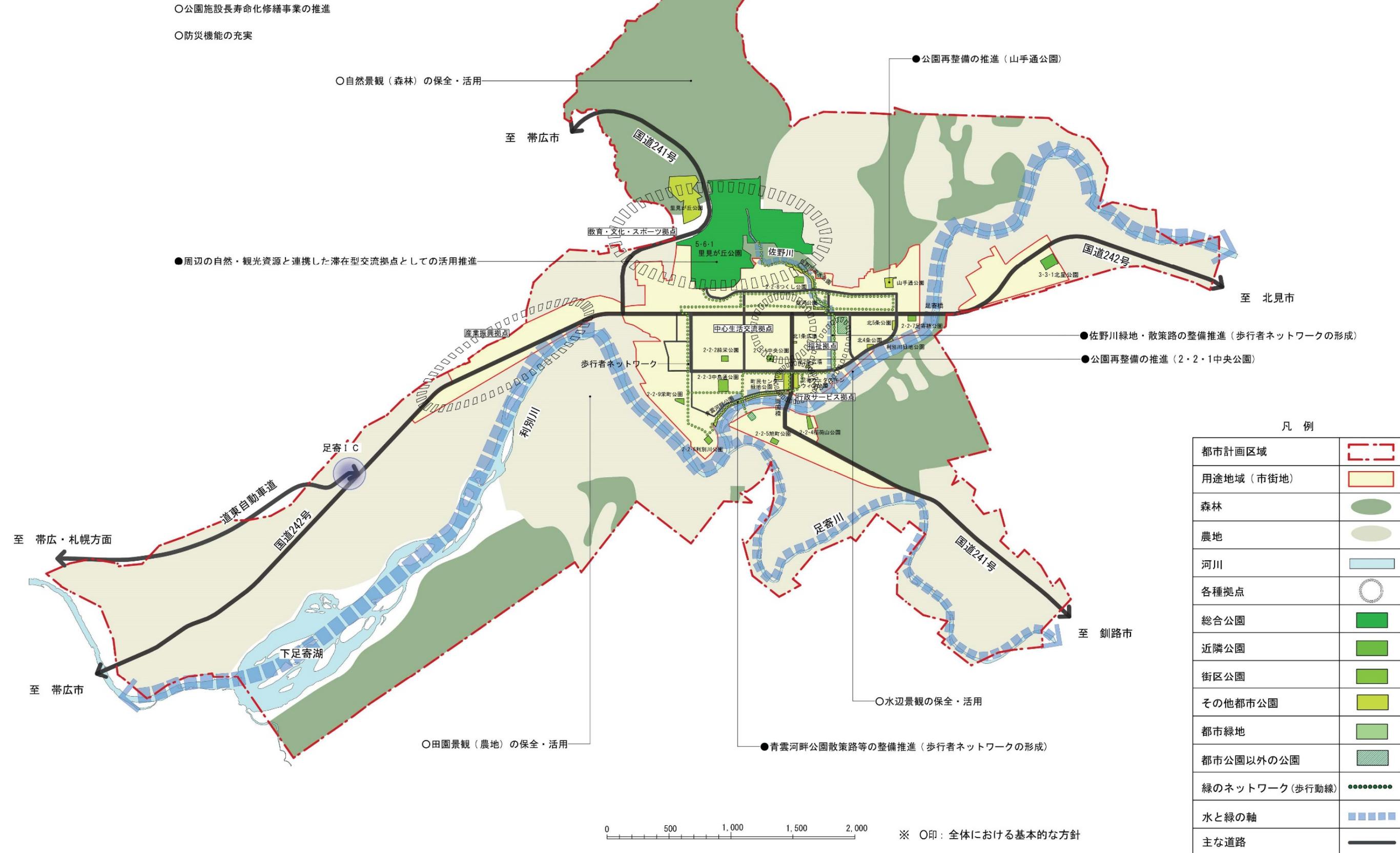
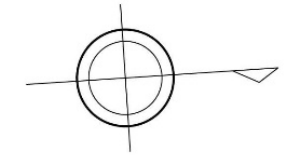


公園緑地等広域ネットワーク図



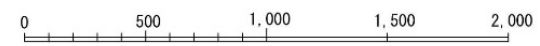


公園・緑地方針図



凡例

都市計画区域	
用途地域（市街地）	
森林	
農地	
河川	
各種拠点	
総合公園	
近隣公園	
街区公園	
その他都市公園	
都市緑地	
都市公園以外の公園	
緑のネットワーク（歩行動線）	
水と緑の軸	
主な道路	



※ ○印：全体における基本的な方針



(4) その他施設の整備の基本方針

廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物処理施設については、北海道の定める「北海道廃棄物処理計画（第4次）」や「ごみ処理基本計画」に基づき進めてきましたが、資源ごみを除くごみは、平成31年4月から十勝圏複合事務組合のごみの共同処理に加入し、帯広市にあるくりりんセンターで複数の市町村が共同して処理を行う広域処理に変わります。

その他の公共公益施設

- ・学校、病院、福祉施設などの公共公益施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、基本的に現状維持とし、今後も維持・管理に努めます。

5-2. その他

都市防災

- ・足寄町地域防災計画に基づき、住民の生命や財産を守るため、消防体制の充実強化や防災意識の高揚による予防体制の確立に努めるとともに、救急救助体制の充実を図ります。また、災害に強く安全で安心して生活が営めるように、防災対策を強化・充実し、あらゆる災害に対処しうる災害に強いまちづくりを推進します。

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針

6-1. 主要な市街地開発事業の方針

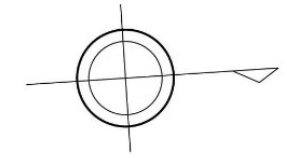
(1) 土地区画整理事業の終了に伴う施行区域の見直し方針

- ・足寄市街地区土地区画整理事業は平成13年に都市計画決定が行われ、施行地区内の土地区画整理事業が実施され平成29年8月に換地処分となり、一部の清算手続きが残るのみとなった。また、施行地区外においても都市再生整備計画事業の実施等により基盤整備が行われ、市街地開発事業の目的がおおむね達成されていることから、関係者等と十分調整した上で施行区域の見直しを検討する。

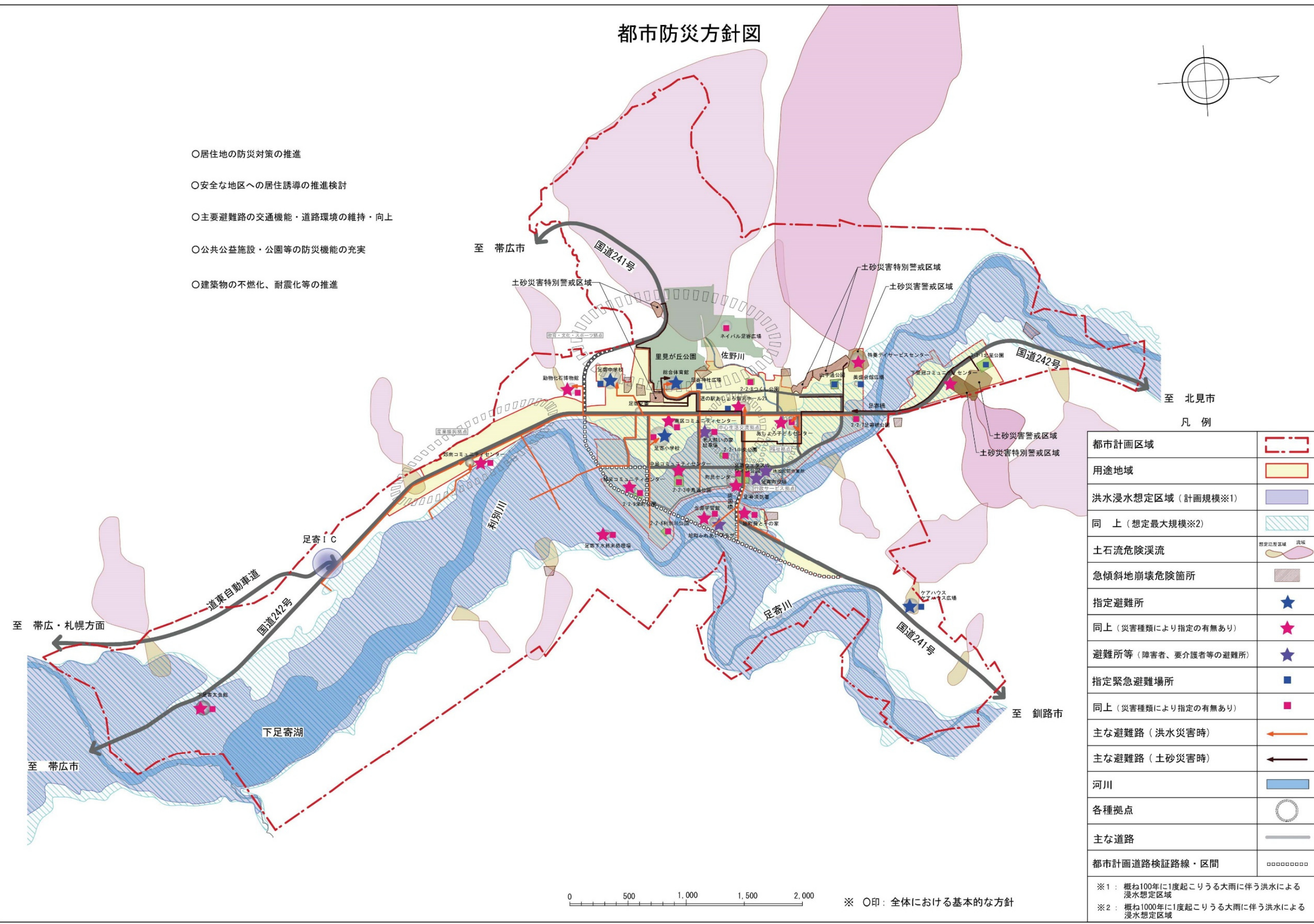




都市防災方針図



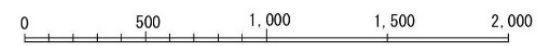
- 居住地の防災対策の推進
- 安全な地区への居住誘導の推進検討
- 主要避難路の交通機能・道路環境の維持・向上
- 公共公益施設・公園等の防災機能の充実
- 建築物の不燃化、耐震化等の推進



凡例

都市計画区域	
用途地域	
洪水浸水想定区域(計画規模※1)	
同上(想定最大規模※2)	
土石流危険渓流	
急傾斜地崩壊危険箇所	
指定避難所	
同上(災害種類により指定の有無あり)	
避難所等(障害者、要介護者等の避難所)	
指定緊急避難場所	
同上(災害種類により指定の有無あり)	
主な避難路(洪水災害時)	
主な避難路(土砂災害時)	
河川	
各種拠点	
主な道路	
都市計画道路検証路線・区間	

※1: 概ね100年に1度起こりうる大雨に伴う洪水による浸水想定区域
 ※2: 概ね1000年に1度起こりうる大雨に伴う洪水による浸水想定区域



※ ○印: 全体における基本的な方針

